

一般財団法人 滋賀陸上競技協会栄章規程

一般財団法人滋賀陸上競技協会（以下「協会」という。）は、協会定款第4条(15)項に基づき、陸上競技の普及、発展に功績のあった者、各種大会における優秀な成績であった者、協会の運営、協会が主催、主管する競技会（大会）、加入団体の地域陸上競技協会等の運営に功績あった者等に対して、栄章、記録章等を贈呈することにより名誉を表彰し、並びに他団体への推薦をするため、栄章規程（以下「規程」という。）を定める。

（栄章の種類・対象期間）

第1条 協会が贈呈、推薦する栄章は、次のとおりとする。

（1）功労章（2）優秀競技者章（3）記録章（4）その他関係機関、団体に定める栄章で、毎年1月1日を起算日とする1年間とする。

（栄章の区分・基準）

第2条 栄章の授与、関係機関、団体への推薦は、「栄章に関する推薦基準」のとおりとする。ただし、特別な事案が発生した場合は、理事会に諮り、贈呈若しくは、推薦する。

第3条 協会が授与する記録章は、滋賀県記録とする。

（推薦等の対象者）

第4条 栄章及び記録章の候補者は、協会定款第5条第3項に掲げる会員を対象として推薦をすることを原則とする。

2 全日本学生連合、滋賀県高等学校体育連盟、滋賀県中学校体育連盟等に登録している競技者、滋賀県代表としての競技者若しくは滋賀県代表としての団体の競技者である者。

（決定）

第5条 第1条（1）、（2）、（3）については、栄章委員会からの推薦により協会定款第8章に掲げる理事会（以下「理事会」という。）が決定するものとする。

2 理事会及び栄章委員会に付議する暇がないときは、定款第43条に掲げる関係専門委員会委員長に意見聴取し、定款第25条第3項に掲げる業務執行理事が、専決処理をできるものとし、直近に開催される理事会に専決処理を報告し、承認を得るものとする。

（栄章委員会）

第6条 協会内に栄章委員会を設置し、栄章委員会の委員は、協会定款第25条に掲げる役員をもって組織し、理事会の承認を得るものとする。

(1)本協会定款第25条第3項に掲げる業務執行理事2名

(2)本協会定款第43条に掲げる専門委員会のうち、専門委員会・事務局及び代表者連絡会の運営細則（以下「運営細則」という。）第2条による、総務委員会、競技委員会、強化委員会、審判委員会、普及委員会及び記録委員会の委員長

(3)本協会定款第45条、運営細則第5条第3項に掲げる代表者連絡会の代表者2名

(4)高体連陸上競技専門部、中体連陸上競技専門部のそれぞれ代表者各1名

2 任期は、2年とし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 業務執行理事のいずれかの者をもって充て、栄章委員会を総括する。

4 栄章委員会の具体的業務は、記録委員会と連携の上、総務委員会が所掌する。

(加入団体の候補者推薦)

第7条 定款第5条第3項に掲げる加入団体(滋賀マスタース連盟を除く)は、栄章授与候補者、特別に表彰すべき事案が発生したときは、業務執行理事(専務理事)に理由等を付して推薦できるものとする。

2 前項により推薦があった場合は、規定第5条により栄章授与候補者等を選考するものとする。

(贈呈の期日)

第8条 第1条に掲げる栄章並びに第3条に掲げる記録章の贈呈、贈与は、滋賀県陸上競技選手権大会の開催時に行う。ただし、第1条第(4)項については別とする。

(取り消し)

第9条 基準により贈与、推薦された者が、次の事項に該当したときは、理事会に諮り当該事案の発生日に遡及し贈与、推薦等を取り消すものとする。

(1) 禁止薬物(麻薬を含む)を使用した(疑惑を含む。)と認められたとき

(2) 重大な事案により禁固刑以上が確定したとき(交通事故を除く)

(3) 競技者として相応しくない行為、協会の名誉、信頼を失墜する行為があったと認めたとき

(4) 協会定款により処分されたとき

(5) その他不正行為があったとき

(基準の改廃)

第10条 基準を改廃するときは、理事会の承認を得るものとする。

(委任)

第11条 その他基準に定めがないものは、理事会に委任するものとする。

付則

1 この基準は、令和2年8月29日から施行する。

2 この基準は、平成31年3月24日から施行する。

3 この基準は、平成29年8月9日から施行する。

4 この基準は、平成24年12月1日から施行する。

5 平成24年12月1日以前の滋賀陸上競技協会の栄章・記録章に関する規定により、贈与、推薦された栄章・記録章等は、協会の本規定により贈与、推薦された栄章・記録章等とみなし、第10条の規定を適用する。

6 この基準は、令和8年5月30日から施行する。

栄章に関する基準

■ 協会功労章の対象となる者

(1) 特別功労章(原則1名)

協会登録会員で、本協会役員として永年にわたり協会運営に尽瘁し、その発展に特に功績のあった者に授与。(70歳以上)

（２） 功労章

① 本部役員功労章(50 歳以上。原則 2 名)

協会本部役員として長年にわたり協会運営に功績のあった者に贈与。

② 地域役員功労章(50 歳以上。原則 2 名)

地域陸上競技協会の役員を歴任し、地域普及、充実に功労のあった者に贈与。ただし推薦は、役員でなくてもその功績を詳細に記入し推薦できるものとする。

③ 審判役員功労章（50 歳以上。原則 2 名）

本協会の審判員として長年にわたり競技会運営に功労のあった者に贈与。

なお、①②③については重複して受章はできない。

■ 優秀競技者章の対象となる全国大会

○実業団：日本選手権、国スポ、全日本実業団、U 2 0 日本選手権、U 1 8 陸上競技

○学生：日本選手権、国スポ、全日本学生、U 2 0 日本選手権、U 1 8 陸上競技

○高校生：日本選手権、国スポ、全国高校総体、U 2 0 日本選手権、U 1 8 陸上競技、
全国高校定時制、U16 陸上競技

○中学生：日本選手権、国スポ、全日本中学、U16 陸上競技

○小学生：全国小学生交流

全国高校・中学駅伝、都道府県対抗駅伝など全国レベルの大会、国際大会などについて、栄章対象とする場合は、栄章委員会において協議の上決定する。

（１） 特別章

オリンピック、世界陸上選手権大会およびこれらに準ずる国際大会に出場し、優秀な成績をおさめた者に贈与。

（２） 最優秀競技者章(1 名)

全国大会優勝者の中で特に優秀な成績をおさめた者(チーム)

（３） 優秀競技者章

全国大会において入賞(8 位)した者に贈与。

（４） 新人章(1 名)

全国大会において入賞(8 位)した者で、新人として優秀な成績をおさめた者に贈与。

（５） 各部門章(各部門 1 名)

短距離・長距離・跳躍・投擲・混成各部門で優秀競技者にそれぞれの部門賞を贈与。

(110H・400H は短距離、競歩は長距離部門)

（６） 高校生最優秀競技者章・中学生優秀競技者章(各 1 名)

令和 7 年度より日本陸連の栄章がなくなったため、陸協表彰とする。

■ 陸上競技他団体が贈与する栄章への推薦基準。

公益財団法人日本陸上競技連盟(以下日本陸連)

(1) 秩父宮章(近畿の推薦枠による)

日本陸連あるいは本協会に功績のあった者を近畿陸上競技協会に推薦する。

(理事長または専務理事以上の者で協会運営 30 年以上の者を原則)

(2) 高校優秀コーチ章・中学校優秀コーチ章(各 1 名)

高校生競技者(中学生競技者)の指導者として特に功績のあった者を推薦。ただし、公認コーチの資格を有する者。

(3) 安藤百福賞(1 名)

小学生陸上競技の普及・発展に特に功績のあった者を推薦する。

近畿陸上競技協会

(1) 春日章(2 名)

近畿における中・高校生競技者の指導者として特に功績のあった者を推薦する。

■ 他団体が贈与する栄章への推薦について。

◎公益財団法人滋賀県スポーツ協会(以下、県スポ協)

(1) スポーツ功労賞、(2) スポーツ奨励賞、(3) スポーツ優良団体、

(4) 優秀指導者賞、(5) 優秀選手賞、(6) 敢闘賞、(7) 生涯スポーツ賞

上記(1)～(7)についての推薦は、本協会該当推薦基準および県スポ協基準に合わせる。

((1)(3)(7)については、原則、本協会受章を経たもの)

◎滋賀県スポーツ顕彰(滋賀県教育委員会・滋賀県)

(1) 生涯スポーツ功労者、(2) 生涯スポーツ優良団体

(3) スポーツ大会成績優秀者および団体

上記(1)～(3)についての推薦は、滋賀県スポーツ顕彰基準および本協会該当推薦基準に合わせる。((1)(2)については本協会・県スポ協受章を経たもの。)

◎その他団体(京都新聞スポーツ賞等)

その都度関係委員会と協議し、栄章委員長起案の上、推薦する。

参考

文部科学大臣賞の推薦（滋賀県スポーツ協会を経るものとする。） 推薦する栄賞等の区分	功績等の推薦事由
体育功労者	協会並びに地域において体育の普及発展に特に功績、寄与した者
社会体育優良団体	協会の加入団体で、地域において陸上競技の発展に顕著な成績を修め、且つ加入団体の運営が組織的であるもの